

# 市町村建設計画 新旧対照表

(市町名:伊勢市)

ページ、項目	改正前	改正後
表紙	<p>みんなが くらしのデザイナー 新市建設計画</p> <p>伊勢地区合併協議会</p>	<p>みんなが くらしのデザイナー 新市建設計画</p> <p>伊勢地区合併協議会 平成27年7月伊勢市改定</p>
2ページ 序論 (2)計画策定の方針 ②計画の期間	<p>② 計画の期間 この計画は、新市の将来方向を展望した長期的なまちづくり計画として、<b>合併後10年間</b>を見通して、新市の方向性を示すものです。</p>	<p>② 計画の期間 この計画は、新市の将来方向を展望した長期的なまちづくり計画として、<b>合併の行われた日の属する年度及びこれに続く15年度</b>を見通して、新市の方向性を示すものです。</p>
24ページ 4. 公共的施設の適正配置と整備	<p>各市町村に点在する公共的施設については、効率的な公共的施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら整備していくことを基本とします。</p> <p>特に、<b>新たな公共的施設の整備に当たっては、既存の公共的施設の有効利用等についてまず検討し、既存施設では機能しない場合に限り整備することとします。</b>また整備に当たっては設計時にユニバーサルデザインを検討するとともに、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法等について十分に議論し、その情報を市民に公開して、その意向を含めた総合的な判断のもとで、新市全体として均衡ある発展と市民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとします。</p>	<p>各市町村に点在する公共的施設については、効率的な公共的施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら整備していくことを基本とします。</p> <p>特に、<b>今後策定する公共施設等総合管理計画に基づき既存の公共施設の有効利用等についてまず検討し、既存施設では機能しない場合に限り新たに整備することとし、有効活用ができない公共施設については、除却を進めます。</b>また整備に当たっては設計時にユニバーサルデザインを検討するとともに、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法等について十分に議論し、その情報を市民に公開して、その意向を含めた総合的な判断のもとで、新市全体として均衡ある発展と市民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとします。</p>
25ページ 5. 財政計画	<p>財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたつて限られた財源の効率的な運用を図り、適切な財政運営を行うために策定するものであり、新市の財政運営の指針となるものです。</p> <p>計画期間は<b>10カ年ですが</b>、合併特例債の償還が長期に及ぶことや交付税の算定特例が合併後15カ年あることから、特例措置が終了した後も健全な行財政運営が持続できるよう計画します。</p> <p>また、原則として現行制度が継続されるものとし、特例的措置や経済情勢等も考慮して計画を策定します。</p> <p>なお、財政計画については普通会計(公営企業会計、収益事業会計以外の会計を合算した会計区分)ベースで計画したものです。 主な内容は次の通りです。</p>	<p>財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたつて限られた財源の効率的な運用を図り、適切な財政運営を行うために策定するものであり、新市の財政運営の指針となるものです。</p> <p>計画期間は、<b>合併後の平成18年度から平成32年度までとし</b>、合併特例債の償還が長期に及ぶことや交付税の算定特例が合併後15カ年あることから、特例措置が終了した後も健全な行財政運営が持続できるよう計画します。</p> <p>また、原則として現行制度が継続されるものとし、特例的措置や経済情勢等も考慮して計画を策定します。</p> <p>なお、財政計画については普通会計(公営企業会計、収益事業会計以外の会計を合算した会計区分)ベースで計画したものです。 主な内容は次の通りです。</p>
27ページ (財政計画)	別紙①のとおり	別紙②のとおり